第１部　総　　則

第１章　計画の目的

計画の目的・方針、計画の構成・内容、計画の期間・修正方法等を示す。

第１節　計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、土砂崩れ、土石流、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。本市においても、これまで豪雨、洪水などの自然災害や、近年では地震による急傾斜地崩壊や土石流危険渓流などの危険性が指摘されている。また、高齢化の進展やコミュニティの希薄化により災害に対する脆弱化がみられる。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、市民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成できるものである。

災害対策基本法(昭和 36 年 法律第 223 号)第 42 条の規定に基づくこの計画は、本巣市防災会議が本巣市において防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互の連携･協働を図りながら､その有する全機能を有効に発揮し､災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を円滑に実施することにより、市域、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、市民、地域の自主防災組織、事業者等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、様々な対策を組合せて災害に備えるものとする。その際、自助・共助・公助の考え方に基づいて、各主体が役割・責務を果たしながら、ハード・ソフト対策を組み合わせて一体的に災害対策を推進するものとする。また、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに､過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

この計画は、県・国の計画との整合を図りながら策定するものであり、各防災関係機関はこれに基づき個別計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第３節　計画の構成

第１部　　総　則
　第１章　計画の目的
　第２章　防災関係機関の処理すべき業務の大綱
　第３章　地域の概況と特性
　第４章　災害特性と被害の想定

第２部　　一般対策編
　第１章　災害予防対策
　第２章　災害応急対策
　第３章　災害復旧・復興対策

第３部　　地震対策編
　第１章　地震災害予防対策
　第２章　地震災害応急対策
　第３章　地震災害復旧・復興対策
　第４章　東海地震に関する事前対策および
　　南海トラフ地震防災対策推進計画

第４部　原子力災害対策編
　第１章　総則
　第２章　原子力災害事前対策
　第３章　緊急事態応急対策
　第４章　原子力災害中長期対策

資料編

第４節　計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

１　総　則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本市の特質や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

２　一般対策編、地震対策編

（１）災害予防計画

災害発生に備えて、災害に強いまちづくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの啓発、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る事項上での基本的な計画

（２）災害応急対策計画

災害発生直後の迅速かつ的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、更には各防災関係機関等による各種の応急対策についての基本的な計画

（３）災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、震災復旧・復興にあたっての基本的な計画

（４）東海地震に関する事前対策および南海トラフ地震防災対策推進計画

大規模地震対策特別措置法に基づき、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めた計画

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めた計画

３　原子力災害対策編

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めた計画

第５節　計画の習熟

各防災関係機関は、平素から防災対策に係る調査・研究、訓練、研修その他の方法により、この計画の習熟に努め、災害への対応力を高める。

第６節　計画の期間・修正

この計画は、平成 25 年度より 10 年間として計画しているが、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであることから、今後、大規模な災害の発生により、防災に関する法制度の改正や国・県等の防災に関する計画の改訂等が行われた際には、必要に応じて随時修正を加えていくものとする。

第２章　防災関係機関の処理すべき業務の大綱

防災活動を実施する各主体の責務、処理すべき事務又は業務の大綱を示す。

第１節　実施責任

１　本巣市

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岐阜県

県は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、管轄の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関等と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

６　市民、自主防災組織及び事業者等

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。また、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、市と協働して災害に対処できる防災協働社会の形成を推進するよう努める。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

民間事業者は、平常時より従業員の安全確保や事業継続のため、災害に対する備えを行うとともに、災害時には防災活動に積極的に協力する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、市と民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらなくなる事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

１　本巣市

(1) 防災会議に関する事務を行う。

(2) 災害予防に関して

① 防災に関する組織の整備を行う。
② 公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導を行う。
③ 防災のための知識の普及、教育及び訓練を行う。
④ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備を行う。
⑤ 防災に関する施設及び設備の設置、改良及び整備を行う。
⑥ その他市域に係わる防災予防対策を行う。

(3) 災害応急対策に関して

① 災害予警報など情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集・伝達及び被害調査を行う。
② 災害広報を行う。
③ 避難情報の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設を行う。
④ 被災者の救出、救護及び保護を行う。
⑤ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
⑥ 消防・水防その他の応急措置を行う。
⑦ 被災児童・生徒等に対する応急の保育及び教育を行う。
⑧ 公共土木施設、農地及び農林業用施設等に対する応急措置を行う。
⑨ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
⑩ 緊急輸送の確保を行う。
⑪ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
⑫ その他市域に係わる災害応急対策を行う。

(4) 災害復旧・復興対策に関して

① 被災した公共施設や道路等の災害復旧に関する新設、改良並びに指導を行う。
② 市の管理に係わる施設の復旧を行う。
③ 被災した地域や産業の復興を行う。

２　岐阜市消防本部

① 消防に関する施設及び組織の整備を行う。
② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練を行う。
③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止を行う。
④ 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集を行う。
⑤ 被災者の救難、救助及びその保護を行う。
⑥ 避難の誘導を行う。
⑦ 消防・水防の通信及び気象情報の収集・伝達を行う。

３　本巣市消防団

① 災害時の消防、水防活動を行う。
② 被災者の救出及び避難の誘導を行う。
③ 非常警戒及び防火診断を行う。
④ 災害時における応急復旧作業を行う。

４　県関係機関

(1) 岐阜県

① 岐阜県防災会議に関する事務を行う。
② 防災に関する施設、組織の整備と訓練を行う。
③ 災害による被害の調査報告と情報の収集等を行う。
④ 災害の防除と拡大の防止を行う。
⑤ 救助、防疫等罹災者の救助保護を行う。
⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定を行う。
⑦ 被災産業に対する融資等の対策を行う。
⑧ 被災県営施設の応急対策を行う。
⑨ 災害時における文教対策を行う。
⑩ 災害時における公安の維持を行う。
⑪ 災害対策要員の動員、派遣を行う。
⑫ 災害時における交通、輸送の確保を行う。
⑬ 災害時における防災行政無線通信の防護と統制を行う。
⑭ 被災施設の復旧を行う。
⑮ 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等を行う。

(2) 保健所

① 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。
② 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
③ 避難生活者の健康管理・指導を行う。

(3) 岐阜土木事務所

① 公共土木施設に対する応急措置を行う。
② 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
③ 管内道路の維持管理や地震対策として橋梁補修（耐震補強）を行う。

(4) 岐阜県警察北方警察署

① 情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。
② 災害広報を行う。
③ 避難の指示及び誘導を行う。
④ 被災者の救出及び救護を行う。
⑤ 危険物の保安措置を行う。
⑥ 交通規制、警戒区域の設定を行う。
⑦ 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持を行う。

５　指定地方行政機関

(1) 東海農政局岐阜県拠点

① 災害時における主要食料等の需給対策を行う。
② 農業用施設に対する応急措置を行う。
③ 農業用施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
④ 災害復旧のための農業又は生活の改善に関する科学的技術及び知識の指導を行う。

(2) 国土交通省中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、越美山系砂防事務所）

① 所管する河川、道路施設等の管理、維持修繕及び交通安全対策を行う。
② 災害に関する情報の収集把握、災害時における交通確保と道路施設の災害応急対策工事、堤防等河川管理施設の災害応急対策工事を実施する。
③ 除雪、防雪及び災害復旧事業を実施する。
④ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知・周知を実施する。

⑤　その他公共土木工事の災害予防及び災害応急復旧に関する指導を行う。
⑥　越美山系砂防事務所は、「越美山系大規模土砂災害危機管理検討会」を主とした関係機関との連携構築に努めるとともに、大規模土砂災害等の発生時には、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」に基づき応急対策を実施する。

(3) 気象庁岐阜地方気象台
①　東海地震等に関連する情報の通報並びに周知に努める。
②　地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表を行う。
③　異常気象時における予報及び警報の発表及び通報を行う。
④　気象観測資料の提供を行う。

６　指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社
①　通信設備の整備と防災管理を行う。
②　災害時における緊急通話の取り扱いを行う。
③　被災設備の調査と復旧を行う。

(2) 日本赤十字社岐阜支部
①　警戒宣言の発令に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、輸血用血液の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
②　医療、助産、その他の救助の業務を行う。
③　血液（保存血液及び成分製剤）の確保と供給を行う。
④　被災者に対し、赤十字として救援物資の配布を行う。

(3) 中部電力株式会社、関西電力株式会社、北陸電力株式会社、電源開発株式会社
①　電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害時においての電力供給の確保を行う。
②　発災後、被災状況を調査し、供給不能等の需要者に対して早期復旧を図る。

(4) 東海旅客鉄道株式会社
①　鉄道施設の整備を行う。
②　電気通信施設及び電力施設の整備を行う。
③　列車の運転規制に係る措置を行う。
④　う回輸送等輸送に係る措置を行う。
⑤　列車の運行状況等の広報を行う。
⑥　鉄道施設等の応急復旧を行う。
⑦　鉄道施設等の災害復旧を行う。

(5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
①　緊急輸送の確保を行う。

(6) 中日本高速道路株式会社
①　中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理を行う。
②　被災施設の調査と復旧を行う。

(7)独立行政法人水資源機構
①　水資源機構施設の整備と防災管理
②　被災施設の調査と復旧

(8)日本放送協会
①　県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
②　県民に対する災害応急対策等の周知徹底
③　放送施設の保守を行う。

(9) 日本銀行
① 通貨の円滑な供給確保のための万全な措置の実施を行う。
② 罹災金融機関への早急な営業開始の要請、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等による営業時間の延長及び休日臨時営業措置の要請を行う。
③ 金融機関相互間の申合せにより次の措置実施の要請を行う。
a 被災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
b 手形交換について、交換開始時刻、交換尻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
c 災害関係融資について実情に即した措置
④ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置を行う。
⑤ 国債を滅紛失した顧客に対する相談対応を行う。
⑥ 国庫事務を円滑に運営するための必要な措置を行う。
⑦ 上記措置の金融機関と協力した速やかな周知徹底を行う。

(10) 日本郵便株式会社
① 災害時における郵便業務の運行確保を行う。
② 災害復旧資金の融資を行う。
③ 災害救助用物資、小包等の郵便物の運行業務を行う。

(11) 東邦ガス株式会社
① ガス施設等の整備と防火管理を行う。
② 災害時のガス供給を行う。
③ 被災施設の調査と災害復旧

(12) 独立行政法人国立病院機構
① 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣を行う。
② 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の受入れ治療を行う。
③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援を行う。

7　指定地方公共機関

(1) 報道機関
① 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底を行う。
② 情報、応急対策等の周知徹底を行う。

(2) 樽見鉄道株式会社
① 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保を行う。
② 災害時における輸送の確保を行う。
③ 災害対策用物資の緊急輸送を行う。
④ 被災施設の調査と災害復旧を行う。

(3) 岐阜乗合自動車株式会社
① 安全輸送の確保を行う。
② 災害対策用物資及び人員、輸送の確保を行う。
③ 被災地の交通の確保を行う。

8　土地改良区

① 水門水路、ため池等農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧を行う。
② たん水の防排除を行う。

９　自衛隊

①　災害派遣計画等の作成を行う。
②　防災関係機関が実施する災害応急対策の支援を行う。
③　被害状況の把握を行う。
④　避難の援助及び遭難者等の捜索救助を行う。
⑤　水防、消防活動を行う。
⑥　道路又は水路の啓開を行う。
⑦　診察、防疫等の支援を行う。
⑧　通信支援及び人員、物資の緊急輸送を行う。
⑨　炊飯及び給水の支援を行う。
⑩　救助物資の無償貸与又は譲与等を行う。
⑪　危険物（火薬類等）の除去を行う。
⑫　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

10　公共的団体他

(1) 農業協同組合
①　市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
②　農作物の災害応急対策の指導を行う。
③　被災農家に対する融資又は融資のあっせんを行う。
④　農業生産資機材及び農家生活資材の確保とあっせんを行う。
⑤　物資輸送の協力を行う。
⑥　共同利用施設の防災対策及び復旧を行う。

(2) 森林組合
①　市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
②　被災組合員に対する融資又は融資のあっせんを行う。
③　林業災害調査及び応急対策を行う。

(3) 商工会
①　市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
②　被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんを行う。
③　物価安定についての協力を行う。
④　救助物資、復旧資材の確保協力及びあっせんを行う。

(4) 農業共済組合
①　被災組合員の災害補償を行う。

(5) 医療機関
①　避難施設の整備と避難訓練を行う。
②　被災地の病人等の受入れ、保護を行う。
③　災害時における負傷者の医療救護、助産救助を行う。

(6) 自主防災組織・自治会等自治組織
①　防災組織の普及及び防災訓練を行う。
②　要配慮者（乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の特に配慮を要する者）の把握を行う。
③　地域における市民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策について協力を行う。

(7) 本巣市社会福祉協議会
①　被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力を行う。

(8) 社会福祉施設経営者

①　被災者の保護についての協力を行う。

(9) 水道・土木建築業者

①　災害時における応急対策及び災害復旧の協力を行う。

(10) 一般運送事業所

①　災害時における緊急輸送の協力を行う。

(11) 金融機関

①　被害世帯及び事業者等に対する非常払出融資を行う。

(12) プロパンガス取扱事業所

①　災害時におけるガスの安定供給の確保を行う。

②　ガス施設の防護管理並びに災害時の応急措置及び復旧を行う。

(13) 青年団体

①　緊急物資調達の協力を行う。

②　避難所への誘導を行う。

③　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業を行う。

(14) 女性団体

①　災害時における応急対策活動及び義援金品等の募集について協力を行う。

②　避難所における炊出し及び保育を行う。

(15) 公立学校等（幼児園、小・中・義学校）

①　保育児、児童・生徒等の避難保護を行う。

②　応急教育対策及び被災箇所の応急復旧を行う。

③　被災者の一時受入れ措置についての協力を行う。

(16) 文化財施設等の管理者

①　重要文化財等の防火管理を行う。

11　防災上重要な施設の管理者

(1) 防災対象物の管理者

①　避難施設の整備と避難等の訓練を行う。

②　災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧を行う。

(2) 危険物等施設の管理者

①　施設の整備等災害予防対策を行う。

②　災害時における危険物等の保安措置を行い、防災活動について市に協力を行う。

第３章　地域の概況と特性

本市の地勢及び本市周辺における活断層の状況を示す。

第１節　地勢

１　位　置

本市は、岐阜県の南西部に位置し、北は福井県大野市、東は山県市、関市、岐阜市、西は大野町、揖斐川町、南は瑞穂市、北方町に接している。

２　人　口

人　口	32,928人
世帯数	11,720世帯

（令和2年国勢調査）

３　地　勢

根尾地域　北は越美山脈の分水嶺を境として、日本海斜面の福井県大野市に隣接する。西部は揖斐川本流沿いの揖斐郡揖斐川町と、能郷白山から南方西台山に伸びる 1,000m級の山嶺をもって隣接する。東部は関市、山県市と、左門岳から南方船伏山をへて尾並坂峠へのびる 1,000m内外の嶺が続く。南は本市本巣地域及び揖斐川町を境とし、地域を北から南へ流れる根尾川は左岸では平野の南方で本市本巣地域日当に、右岸では宇津志の南方で揖斐川町舟山に出ている。

本巣地域　北部は越美山系に属する標高700m前後の山岳が東北にかけて連なり、南西部にかけて起伏を重ね順次低下し、南部は濃尾平野の一角をなしている。

また、西部は根尾川が南へ貫流し、北部に素振谷、谷山谷、宮谷、明谷、長谷の各支流、南部に糸貫川、板屋川がありこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数ある。

糸貫地域　糸貫地域は、根尾川の堆積作用によってできた根尾川扇状地のほぼ中央に発達した集落である。

美濃山地から流れ出す根尾川は、本巣地域山口付近で、席田用水、真桑用水へも分流し、緩傾斜の扇状地を形成している。本市も北から南へ100～1000分の1の緩傾斜地であり、平野部の大部分が高度30m以下、起伏量5m以下となっている。糸貫地域の北東部には、岐阜市を境に船来山丘陵があり、糸貫地域の最高標高地を形成している。

糸貫地域の西部には主流である根尾川が流れ、中央部に糸貫川、東部に天王川、西部に政田川、犀川があり、さらにこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数ある。

真正地域　真正地域は、海抜9.2～19.7mの平坦地域である。西端には国直轄河川根尾川、東端には県管理一級河川糸貫川、中央部には同管理一級河川五六川、犀川、政田川が流れている。また、これらに注ぐ中小河川や用排水路が多数あり、北から南へ緩やかな傾斜をなしている。

４　気　象

本市の本巣、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨のころから夏にかけて南東の季節風の影響を受け高温多湿であり、降雨量も多い時期となっている。

冬は北西の季節風の影響を受け、気温は低く降雨量も少ない。

風は、夏に南東の季節風が、冬になると北西の季節風が吹き、特に冬のカラッ風は「伊吹おろし」と呼ばれ冷たいが、四季を通じて風は強くない。

根尾地域においては、太平洋型の気候圏内にあたっているが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別される。すなわち夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく１月～３月までは降雪があり、県下でも多雨地帯に属している。

５　地　質

本巣市全体の平野部の堆積層は、地質を粒の大きさで区分すると、大きさの順序は礫、砂、泥（シルト）、粘土の順になるが、主に礫や砂で構成されている。

美濃越前山地美濃側の中心部にあたる根尾地域については、大部分が古生層からなり、根尾西谷川上流にある能郷白山の揖斐川町藤橋地域や福井県大野市にかけての山体や、東谷川上流で山県市にまたがる日永岳を中心にした地域に、中生代末から第三紀初めの噴出と見られる花崗閃緑岩の地域がみられるほか、その南方に流紋岩の噴出地が見られる。この古生層は二畳紀の前期から中期・後期にわたるもので、粘板岩・砂岩・チャートなどを主とし、輝緑凝灰岩や石灰岩を伴っているところもある。

第２節　本巣市周辺の活断層の有無と特性

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約170万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、平成25年１月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が、陸域の活断層として、110断層帯の長期評価を行い公表している。

本市周辺には濃尾断層帯があり、この断層帯は温見断層、濃尾断層帯主部、揖斐川断層帯、武儀川断層からなる。

断層帯の将来の活動（濃尾断層帯の長期評価から引用）

①　温見断層

温見断層では、北西部と南東部が単独で活動する場合、それぞれマグニチュード6.8程度、7.0程度の地震が発生する可能性があり、その際には各々１ｍ程度、２ｍ程度左横ずれが生じる可能性がある。また、温見断層全体が同時に活動する可能性もあり、その場合はマグニチュード7.4程度の地震が発生すると推定される。

北西部において将来このような地震が発生する長期確率は、今後300年以内でほぼ０％であるが、南東部については、過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。また、北西部と南東部が同時に活動する場合の地震発生確率は、北西部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

②　濃尾断層帯主部

濃尾断層帯主部では、根尾谷断層帯、梅原断層帯及び三田洞断層帯が単独で活動する場合、それぞれマグニチュード7.3程度、7.4程度及び7.0程度の地震が発生すると推定され、その際にはそれぞれ２－３ｍ程度、３ｍ程度及び１－２ｍ程度の左横ずれが生じる可能性がある。

また、根尾谷断層帯と梅原断層帯、根尾谷断層帯と三田洞断層帯もしくは濃尾断層帯主部全体がそれぞれ同時に活動する場合もあり、その場合いずれもマグニチュード7.7程度の地震が発生すると推定される。

根尾谷断層帯と梅原断層帯において将来このような地震が発生する長期確率は、今後300年以内でほぼ０％である。根尾谷断層帯、梅原断層帯、もしくは濃尾断層帯主部全体が同時に活動する場合の地震発生確率は、梅原断層帯が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。また、根尾谷断層帯と三田洞断層帯が同時に活動する場合の地震発生確率は、根尾谷断層帯が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

③　揖斐川断層帯

揖斐川断層帯では、全体が１つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定され、その際には２ｍ程度の左横ずれが生じる可能性がある。ただし、平均活動間隔や平均的なずれの速度が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。

④　武儀川断層

武儀川断層では、全体が１つの区間として活動する場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その際には２ｍ程度の左横ずれが生じる可能性がある。ただし、平均活動間隔や平均的なずれの速度が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。

明治24年に起きた濃尾地震は、日本内陸部における有史以来最大の地震であるが、これは根尾谷断層の活断層の活動により発生した地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって本巣市根尾地域を横切り、本巣市本巣地域、山県市、関市を経て、美濃加茂市・可児市まで全長約80㎞にわたる左横ずれ断層である。国の特別天然記念物に指定され、長さ約１㎞にわたり、上下に約６ｍ、水平に約３ｍずれた本巣市根尾水鳥の断層崖は濃尾地震の地震断層としてあまりにも有名である。

地震断層の長さと地震規模には、相関が認められており、巨大地震である濃尾地震（マグニチュード8.0）では、断層系で80㎞と非常に長い。また、これまでの直下型地震のうち濃尾地震、福井地震、鳥取地震、兵庫県南部地震を見てみると、激震域（震度７）の範囲は地震断層の近傍に分布することが多い。その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地など第四紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

● 本巣市付近の活断層分布図

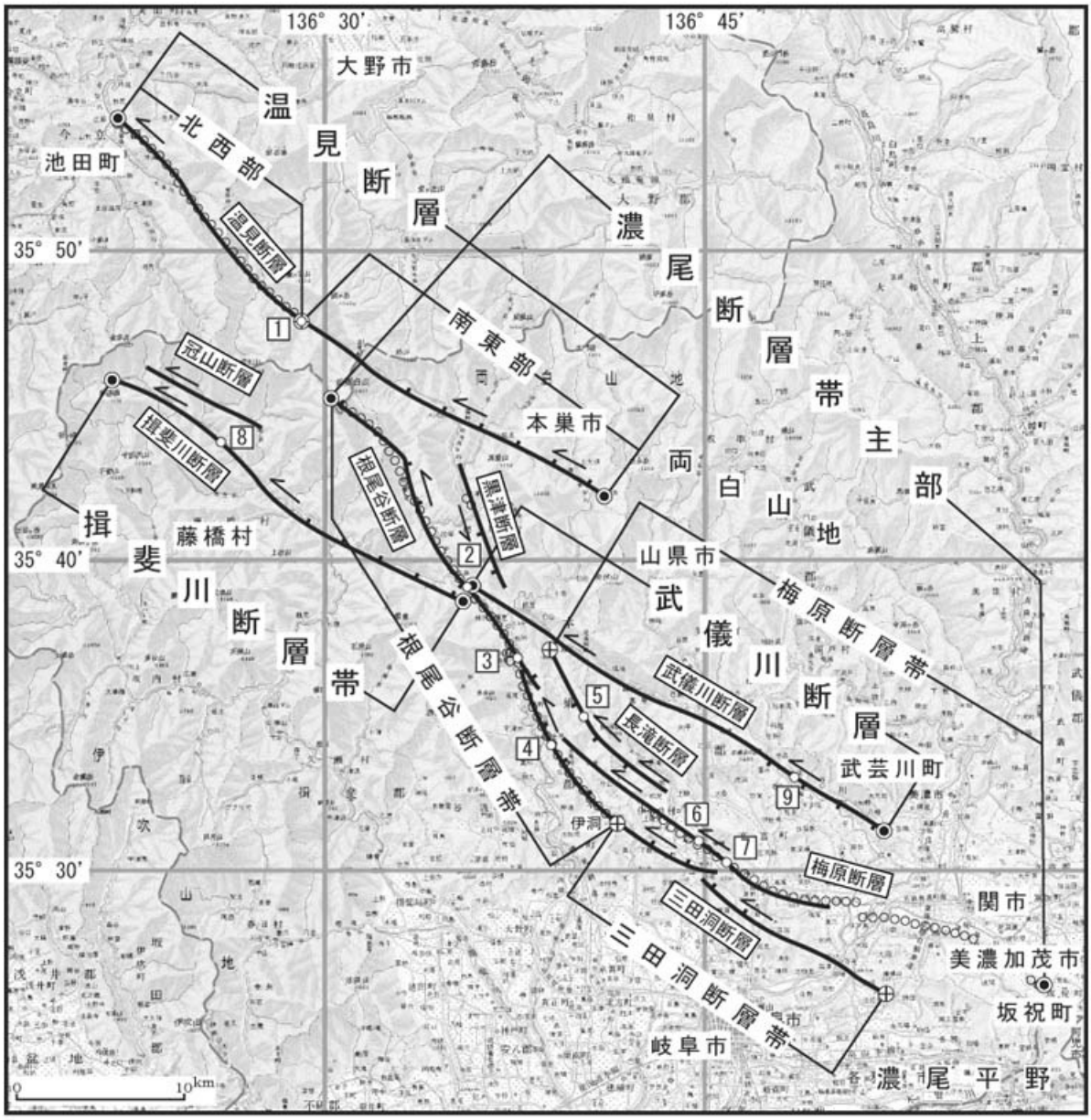

第４章　災害特性と被害の想定

本市において発生した災害の特性、今後発生が予想される災害と被害想定を示す。

第１節　災害特性の把握

①　本巣市の災害特性

１　地震

本巣市周辺で発生している地震は、以下のものがあげられる。

●本巣市周辺で発生した過去の地震

年　月　日	地震名	震源	M (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	主要被災地
745.6.5		美濃西部	7.9	美濃・摂津
762.6.9		美濃東部	7.0	美濃・飛騨・信濃
887.8.26		東海道沖	8.0～8.5	五畿七道
1096.12.17		東海道沖	8.0～8.5	畿内・東海道・南海道
1185.8.13		琵琶湖西岸	7.4	近江・山城・大和
1498.9.20		東海道沖	8.2～8.4	東海道全般
1586.1.18	飛騨地震	飛騨白川―長良川の線	7.8±0.1	飛騨・美濃・尾張
1662.6.16		琵琶湖西岸	71/4～7.6	近江・山城・大和
1707.10.28	宝永地震	東南海道沖	8.4	五畿七道
1819.8.2		琵琶湖東岸	71/4±1/4	伊勢・美濃・近江
1833.5.27		美濃西部	6 1/4	美濃西部
1847.5.8	善光寺地震	信濃北部	7.4	信濃・越後・飛騨・美濃
1854.12.23	安政東海地震	東海道沖	8.4	東海・東山・南海
1854.12.24	安政南海地震	東海道沖	8.4	畿内・南海・東海
1855.3.18		飛騨	6 3/4±1/4	飛騨西部
1858.4.9	飛騨地震	飛騨	7.0～7.1	飛騨・越前・越中・加賀
1891.10.28	濃尾地震	本巣郡根尾村水鳥	8.0	美濃・尾張
1909.8.14	姉川地震	滋賀県姉川流域	6.8	滋賀県姉川・虎姫付近
1944.12.7	東南海地震	東海道沖熊野灘	7.9	静岡・愛知・三重・岐阜
1946.12.21	南海道地震	南海道沖	8.0	中部以西各地
1961.8.19	北美濃地震	福井・岐阜県境	7.0	岐阜・福井・石川
1969.9.9		岐阜県中部	6.6	岐阜県中部

■未曾有の災害　濃尾震災概要

明治 24 年（1891 年）10 月 28 日午前６時 37 分 11 秒に発生した濃尾地震（濃尾大震災）はマグニチュード 8.0、北は仙台から南は鹿児島までほぼ本州全土に及び、わが国の内陸部で起こった地震としては最大級のものであった。阪神・淡路大震災（1995 年）がマグニチュード 7.3、関東大震災（1923 年）がマグニチュード 7.9 であったことを思うと、いかに大規模な地震であったかが分かる。

震源地である本巣市根尾（根尾谷）では、地震発生後 31 日までの４日間に烈震２回、強震 29 回、弱震 852 回、微震 106 回、鳴動 98 回の合計 1,087 回を数え、直径４キロメートルに及ぶ土地が陥落した。その最もひどかった水鳥地内では、南西側に 6.0 メートルも沈下したといわれ、水平に 3.0 メートルも横すべりした。このときにできた根尾谷断層は、地表面に現れたものだけで全長 80 キロメートルにも及んだ。

岐阜市に通ずる県道はこの断層で断ち切られ、根尾川はせき止められて氾濫し、いたる所に湖水ができた。特に水鳥の村下から板所の村下にかけてできた湖水は最も大きく、唯一の幹線道路が遮断され、以来大正になるまで船をもって交通の便をはかったほどであった。（参考　根尾村史）

※烈震、強震、弱震、微震とは・・・以前は、地震の強さを人体に感じる程度によって、無感地震・微震・軽震・弱震・中震・強震・烈震・激震の８階級に分かれていたが、1996 年（平成８）廃止されている。現在の震度階級では、烈震が震度６、強震が震度５、弱震が震度３、微震が震度１である。

本巣市全体の被害状況（根尾村史、本巣町史、糸貫町史、真正町史参考）

地域名	総人口（人）	死者（人）	負傷者（人）		総被害戸数（戸）	総被害戸数（戸）	
			重傷	軽傷		全壊等	半壊
根尾地域	5,548	151	67	295	1,039	675	356
本巣地域	6,046	65	43	66	1,257	800	454
糸貫地域	7,510	26	29	6	1,522	1,072	450
真正地域	6,199	42	39	42	1,195	1,093	102
計	25,303	284	178	409	5,013	3,640	1,362

２　風水害及びその他の災害

根尾地域　雨や雪が多く、集中豪雨や土砂崩れ、雪崩などが度々おきている。このようなことは根尾地域の自然条件が福井県との県境の山間地域であること、一年を通じて雨が多いこと、冬季の豪雪、弱い山肌、山林の伐採などが主な要因と考えられる。

本巣地域・糸貫地域　地勢その他条件が重なり、従来から風水害が発生している。昭和 22 年災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が施行され、昭和 34 年伊勢湾台風により適用災害が発生している。

水害は、平野部水害と山間部水害に大別され、主流、支流川の溢水等による浸水が多く、昭和 51 年に発生した「9.12 災害」のとき、河川の溢水等により、床上、床下浸水に達した。また、山間部水害は、集中豪雨に伴う山腹の崩壊等により土砂の流出が著しく、これに伴い人命の被害、家屋耕地の流出が著しい。

真正地域　中小河川は、ほとんどが無堤であり、日頃は豊かな自然をたたえるも増水時の能力は脆弱で、常に水害を引き起こす危険をはらむなど、地形的にも気象的にも自然災害を受けやすい条件下にある。昭和 49 年 7 月 25 日の集中豪雨、昭和 51 年に発生した「9.12 災害」による豪雨により河川が溢水し、床上浸水や床下浸水等が起きたほか、農作物への被害があった。また、類をみない被害として、昭和 34 年の伊勢湾台風の際には、家屋の倒壊も発生している。

第２節　想定される災害と被害の想定

①　災害想定の手順

災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のように、ある程度予知可能な災害と、地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができる。

災害の想定については、本巣市の地形的及び気象的条件や過去において発生した災害の特質を勘案し、また、地震災害においては岐阜県：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果より、本巣市周辺に影響ある地震による被害想定結果に基づくものとする。

②　災害想定の概要と被害の予測

１　想定地震とその概要

岐阜県では過去の地震活動記録や活断層の分布、活動度、地質状況から地震を想定している。以下にそれぞれの地震の概要を表に示す。（岐阜県が公表した、「平成23～24年度　南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書」、「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」より引用。）

(1) 想定地震の概要

平成23～24年度　南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書

想定地震名	断層系長さ(km)	地震規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	本巣市の予測される震度
1.阿寺断層系地震	70	7.9	５弱～５強
2.跡津川断層地震	60	7.8	５弱～５強
3.養老-桑名-四日市断層帯地震	57	7.7	５強～６強
4.南海トラフ巨大地震	震源:紀伊半島沖	9.0	５強～６弱

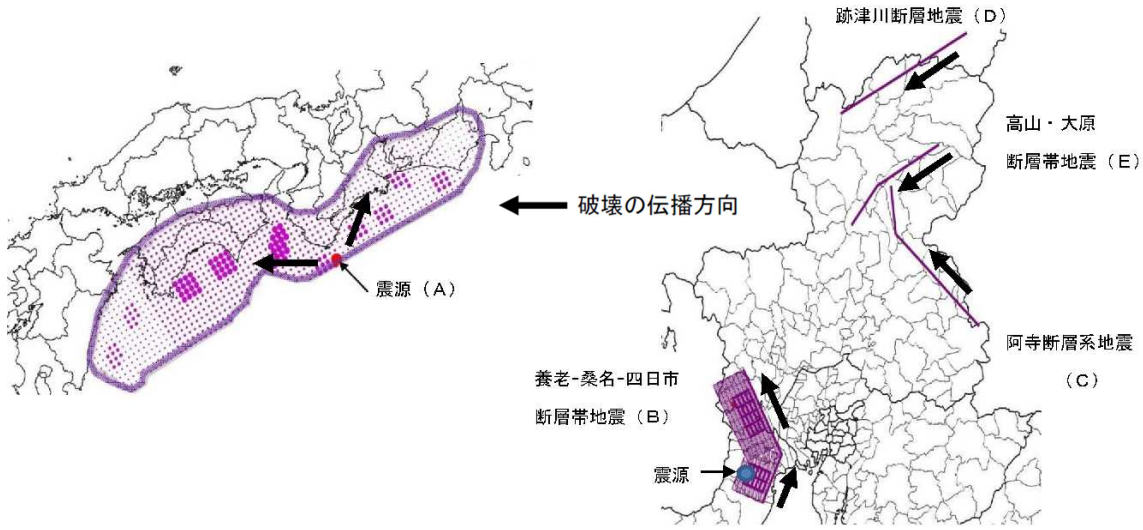

海溝型地震（南海トラフ巨大地震）の断層の位置図　　内陸直下型地震の断層の位置図

内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果

断層帯名	断層系長さ(km)	地震規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	本巣市の予測される震度
1. 揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯	52	7.7	６弱～６強
2. 長良川上流断層帯	29	7.3	５強～６強
3. 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	56	7.7	４～５弱
4. 阿寺断層帯	70	7.9	５弱～５強
5. 高山・大原断層帯	48	7.6	４～５弱

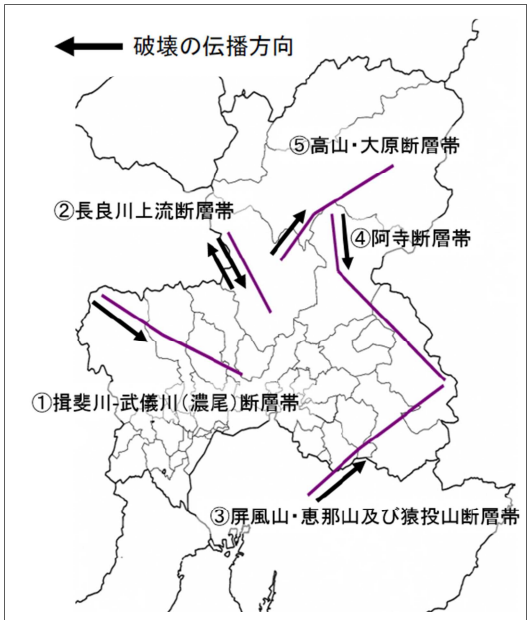

内陸直下型地震の断層の位置図

(2) 想定される被害状況

上記の地震概要の中で、県で想定している地震のうち本市に最も被害をもたらすと予想される地震は、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯を震源とする地震と考えられる。

● **被害想定概要**

項　　目	揖斐川-武儀川（濃尾）断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震	
震　　度	5.45～6.34		5.11～6.32		5.17～5.89	
液状化指数	0.00～34.57		0.00～46.13		2.60～55.91	
建物の被害(合計)	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	半壊以上棟数	半壊以上棟数
	1,732	3,558	922	2,930	2,930	1,149

項　　目		揖斐川-武儀川(濃尾)断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震	
火災の被害		【午後６時】 炎上出火件数　７棟 残火災件数　６棟 焼失棟数　22棟		【午後６時】 炎上出火件数　43棟 残火災件数　３棟 焼失棟数　11棟		【午後６時】 炎上出火件数　１棟 残火災件数　０棟 焼失棟数　１棟	
人的被害		午前５時	午後６時	午前５時	午後６時	午前５時	午後６時
	死者数（人）	101	61	48	28	3	2
	負傷者数（人）	1,010	724	713	487	163	104
	重症者数（人）	184	122	89	61	6	6
	要救出者（人）	340	214	163	104	12	8
避難者数 (建物被害及び焼失)		5,768		3,927人		1,508人	
帰宅困難者(※)						192人	

※被害が広範囲に及ぶため、想定項目に含めた。

２　風水害及びその他の災害

(1) 風水害

①　梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多く、梅雨末期の集中豪雨と呼ばれている。梅雨期は、雨天が多く河川の水位はかなり上昇しているので集中豪雨となるとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多い。

②　局地的集中豪雨による水害

局地的原因（地形、局部的な風の分析）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く10数km離れた所では、雨量は中心地域の一割にも満たないような降り方をすることもある。局地的に短時間に集中して多量の雨を降らし、大被害を与えることもあり、台風襲来時、雷雨のときなど起こりやすいため警戒の必要がある。

③　長　雨

６月、７月の梅雨期は勿論であるが、３月から４月にかけて更に９月中旬から10月中旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来すると甚大な被害を受けることがある。

④　台　風

北太平洋の西部に発生する熱帯低気圧のうち、特に強いもので中心付近の最大風速が17m/ｓ以上のものを台風と呼び、その影響を大別すると次の２種類になる。

雨量はそれほどでもないが、強風の伴うものを「風台風」といい、風は強くないが、集中豪雨を降らせ、水害を起こすものを「雨台風」という。

⑤　土砂災害

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生する。また根尾川上流域には、大規模な崩壊現象である深層崩壊が発生する危険性が高い渓流等が存在し、崩壊土砂が河道を閉塞した場合には、崩壊部上流側の湛水、及び河道閉塞箇所の決壊に伴う下流側の土石流により甚大な被害が発生することがある。

(2) 雪　害

冬期になるとシベリアの沿海州は、上空5,000mで氷点下約40℃、地上でも氷点下20℃から30℃となる。この冷たい空気が西高東低型の気圧配置にのって大陸から北西の季節風となって、日本海を渡って吹きつけ雪を降らせる。

降雪・雪雹のため車両が立ち往生し、交通機関が途絶、山間地域が孤立する被害を受けることがある。

(3) 大規模な火事火災

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。最も被害結果が大きくなるのは、冬の夕方（午後６時頃）である。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取り扱いの不注意や不始末からの失火で、そのほとんどは、人間の過失又は故意によるものであり、火気取り扱いに十分に注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、ガソリンスタンド等各種の危険物施設及び家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

(4) 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、市内の住宅密集地に墜落した場合、多数の死傷者等が発生する。

(5) 車両災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、道路通行車両等が被害を受けたり、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じたり、トンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道の市民等、沿道施設にも被害が生じる。

(6) 危険物等災害

危険物・高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発や、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等や、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生する。

(7) 原子力災害

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体及び財産に被害が発生する。

３　農林災害

(1) 林野火災

強風乾燥下のもとで、大規模な林野火災となった場合、他の市町村、都道府県、消

防機関、自衛隊等からの空中消火活動等の応援を要請し、付近の市民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる。

(2) 風　害

暴風、竜巻、突風などは多くの農作物、施設に被害を与える。

(3) 凍霜害

春又は秋に気温が急降下して起こる農作物の被害で、春秋のころに大陸あるいはオホーツク海方面から南下する寒冷気圧におおわれ、よく晴れ上がったときに発生する場合が多い。

凍霜害は、一般にひと朝かふた朝に限られ、その後は温暖となるのが普通であるが、冷害と重なると被害の度合は、一層大きくなる。

(4) 雹　害

降雹のためうける被害をいい、突発的でしかも短時間に大きな被害をうけることと被害地域が局地的となる特徴をもっている。

５月から10月ごろの夏期に起こることが多い。

農作物は、雹の落下により直接的な損傷をうけるほか、その障害が原因となって生理的傷害や病害の間接的被害を受ける。

(5) 冷　害

夏季に異状な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなるような災害をいう。冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異状に強い年に起こる。また、梅雨明けが遅れると気温が上がらずやはり冷害を起こす原因ともなる。

(6) 干　害

夏の優勢な小笠原高気圧におおわれ低気圧も通らなければ、前線も通らなくなって晴天が続くときに起こる。

一般に夏ならば20日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。